

公 示

食品小売業コスト縮減・機能強化構造改善事業の公募について

「食品小売業コスト縮減・機能強化構造改善事業」を平成21年度においても実施することとしており、本事業に参加する者（事業実施主体）を公募しますので、希望される方は、下記に従いご応募下さい。

なお、この公募は、平成21年度予算により実施する事業に係るものですが、予算成立後できるだけ早く事業を実施するため、予算成立前に行っているものです。このため、今後変更があり得ますので、あらかじめご承知おき下さい。

記

1 事業の趣旨

食品流通の一端を担いつつ、消費者との直接の接点となっている食品小売業が、食料供給コストの縮減や、食の安全・食育といった国内農業の競争力強化や国民生活の向上を図る上で重要な施策課題に対応し、その役割を十分に担いうるよう、コスト縮減、経営の活性化、流通機能の高度化による構造改善を促進しつつ消費者の求める情報を確実に伝達する機能の強化を図ることとします。

2 事業の概要

食品小売業において、適正仕入れ、廃棄ロス縮小等を実現するコスト縮減のビジネスモデルの実証・普及を行うとともに、消費者への商品情報伝達機能の強化を促進するため、以下の事業を実施します。

(1) 食品小売業コスト縮減化事業

a 食品小売業コスト縮減モデル検討・実証事業

食品小売業のコスト縮減に資するアイデアを小売業者から募集し、実際に当該小売業者店舗においてモデルケースとして実施するとともに、その効果を検証します。

b 地域需要把握マーケティング講座事業

食品小売業者が地域の需要を適確に把握し、適正仕入れや、販売のノウハウを取得するための講座を開催するとともに、アンケート等により受講による効果の調査・分析を行います。

c 食品小売業経営高度化支援事業

食品流通に係わる各種統計情報のほか、食品流通業に関する制度やその見直しについての情報、食材ごとの調理方法、効能など日常の販売活動に役立つ情報をインターネット等により提供します。

(2) 食の情報提供強化事業

生産地や生産方法、その食材を活かした調理方法など食品についての情報を小売業者等が消費者に伝達する能力を高める取組に対し、支援します。

(3) 食品流通構造改善計画支援事業

食品流通構造改善促進法に基づく構造改善計画を作成しようとする食品流通業者に対し、その作成にかかる技術的支援を行います。

3 応募資格及び応募方法

下記の公募要領等をご参照ください。

- ・平成21年度農林水産省総合食料局関係事業に係る公募要領（以下、公募要領という。）

- ・「食品小売業コスト縮減・機能強化構造改善事業」に係る公募の手引き

<参考>

- ・(改正予定) 食品産業競争力強化対策事業実施要領

- ・(改正予定) 食品産業競争力強化対策事業関係補助金交付要綱

- ・(改正予定) 食品流通効率化対策事業の運用について

4 応募期間

平成21年2月5日（木）～平成21年3月6日（金）17:00

5 補助金等の交付候補者の選定方法

公募要領に基づき、提出された課題提案書等において審査・課題提案会等を行い、補助金交付候補者として1者を選定します。

6 公募要領等の交付日時及び場所

(1) 日時：平成21年2月5日（木）～平成21年3月6日（金）

10:00～12:00及び13:00～17:00（土日、祝祭日を除きます。）

(2) 場所：農林水産省総合食料局流通課商業指導班調整係

（本館6階ドアNo.本611）

なお、公募要領等は、農林水産省のホームページから印刷することも可能です。

7 応募に係る説明会の開催日時及び場所

(1) 日時：平成21年2月16日（月）14:00～

(2) 場所：農林水産省 7階講堂

8 課題提案書等の提出期限等

(1) 提出期限：平成21年3月6日（金）17:00必着

(2) 提出先：農林水産省総合食料局流通課商業指導班調整係

（本館6階ドアNo.本611）

(3) 提出部数：課題提案書（公募要領別紙様式1-1から1-4）正1部
団体の概要が分かる資料 1部

9 課題提案会の開催

課題提案会を開催する場合には、応募者に対して事前に連絡します。

10 その他

本公示に記載なき事項は、公募要領等によるものとします。

11 問い合わせ先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省総合食料局流通課商業指導班調整係（本館6階ドアNo.本611）

電話：03-3502-7659

FAX：03-3502-5336

以上公示する。

平成21年2月5日

農林水産省総合食料局長
町 田 勝 弘